

(別途2)

登録対象外事業者

以下の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- (3) 松山市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (5) 別記の「キャッシュレス還元事業及びプレミアム付飲食券事業の対象とならない取引」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- (6) 松山市の市税に未納があるもの（ただし、徴収猶予の特例に係るものを除く。）
- (7) その他実行団体が適当と認めないもの